

# KNC NETWORK NEWS

2015年11月28日 発行

気になる記事: 法人税 29%台固まる—赤字企業増税、財源 4000 億円増—

企業の利益にかかる法人実効税率が現在の 32.11%から 2016 年度に 29%台に下がることが固まった。法人税率の 30%未満への引き下げを従来の予定より1年前倒しする。企業の賃上げや投資増につながり経済の好循環を実現できるかが今後の焦点になる。

 (有)北野財經システム  
北野会計事務所  
大阪市淀川区西中島 7-1-26  
オリエンタル新大阪ビル 707 号  
TEL : 06-6304-7857・FAX : 06-6304-8851  
http://www.kngroup.jp

経営一言: 歴史と伝統をなくしてはいけないが、なくさないといけないものと残さないといけないものを明確にすることが大事だと感じている。  
(三越伊勢丹 HD 社長・大西 洋氏)

—所長コメント: 日本には、100 年超の企業が 2 万 6 千社あります。日本で一番古い企業は金剛組で聖徳太子の時代 578 年に創業されたそうです。以来、創業者の想い(理念)が永続されてきた。「守・破・離」を実践してきたのだと思います。—

## 教育資金一括贈与特例 《税務》

この特例は、30 歳未満の人の教育資金に充てるため、父母や祖父母(直系尊属)が金銭を支出して金融機関に信託したときに、受贈者(受け取る人)1人について 1500 万円までの金額には贈与税が課されない制度です。教育資金をあらかじめまとめて贈与できるため、高齢者の祖父母から孫への短期的な財産移転が可能であり、また相続財産を生前に効率よく減少させられます。

受け取る人1人につき 1500 万円までの金額であれば複数人から贈与を受けても贈与税は非課税です。贈与税の暦年課税制度や、相続時精算課税制度との併用も可能です。

扶養義務者相互間(配偶者、直系血族、兄弟姉妹)であれば、生活費や教育費に充てるために「通常必要」と認められる贈与は、特例が始まる前から贈与税は掛かりませんでした。ただし、この規定では、必要な都度、必要な額だけが非課税となることから、具体的な用途が未定の額を含む一括贈与は非課税対象に含まれていませんでした。

## 寝食を忘れて働く人 《経営》

今も昔も文字通り「寝食を忘れて」仕事に没頭する人がいます。年配の知人(宴会場経営者)の中に、「創業の頃は、三度の飯は客足の切れ間に立ったままかき込み、夜は長靴を履いたまま調理場で寝た」という自営者がいます。現代もブラック企業の件が話題になりますが、長時間労働は自営者の宿命かもしれません。しかし、自営者本人が年中無休で何時間働いても労働基準法違反にはなりません、当然その家族従業員雇用従業員を巻き込むことは許されません。

ところで、現在労働者には労働時間の厳しい法的規制があります。しかし、実質的な労働時間規制が野放し状況になっている職業も少なくありません。一例をあげれば、小中学校の教員です。マスコミ報道によりますと、教員の相当割合が夜遅くまで学校に残り、かつ帰宅後も翌日の授業の準備やテスト作りをしているそうです(恐らく、帰宅後は残業の意識はないでしょう)。また、学級担任の教員は負担が増える同僚に遠慮して、年休を取らない人も多いと聞きます。職業の特性、地位等によって労働時間や残業の観念は異なってきますが、今や指揮命令によって拘束される人の労働時間はきめ細かい管理が求められています。今後、一般の労働者が「寝食を忘れて」働くことを強制されるような組織体は、存続が難しくなるでしょう。

## 国外に居住している扶養親族について 《税務》

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき給与及び公的年金等について、給与等又は公的年金等の源泉徴収及び給与等の年末調整において、非居住者である親族に係る【扶養控除】、【配偶者控除】、【障害者控除】又は【は配偶者特別控除】の適用を受ける居住者は、その国外居住者に係る【親族関係書類】や【送金関係書類(これらの書類が外国語である場合は、その翻訳文を含みます。)]を源泉徴収義務者に提出し、又は提示しなければならないこととされました。

尚、確定申告の場合にも、同様の書類を添付又は提示しなければならないこととなっております。

但し、年末調整等で既に提出又は、提示しているこれらの書類がある場合には、添付又は提示を要しません。

「親族関係書類」とは、戸籍の附票の写し、パスポートの写し等または外国政府等が発行した、その者の国外居住親族の氏名等が記載されている書類を言います。

「送金関係書類」とは、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払いを必要の都度、各人行ったことを明らかにする書類をいい、具体的には、金融機関の書類やクレジットカード発行会社の書類等を言います。

## 中小企業も使う「私募債」について 《経営》

会社が発行する債券には、不特定多数に販売する公募債のほかに、特定少数の投資家に投資を呼び掛ける私募債があります。ともに資金調達の一手段です。

私募債には「銀行保証付き私募債」、「少人数私募債」、「公募社債」などがあります。

私募債の発行に難しい手続きは必要ありません。社債を管理する会社の設立は不要で、運営コストが掛かりません。利率や償還期限はある程度自由に決められます。社債利息は会社の損金です。

私募債発行のメリットとしては、6 か月ごとの償還(投資家への返還)や満期一括償還という仕組みであるため、毎月返済する銀行借入れとは異なり、資金繰りが楽になります。償還に備えて資金を積み立てておく必要がありますが、毎月返済しないので社長の心理的な余裕が生まれます。また、私募債が受けられる企業は信用力のある企業という証明にもなります。

デメリットとしては、償還時にまとまった金額が必要となることが挙げられます。その資金の積立をしておかなければなりません。